



法制審議会 刑事法（性犯罪）部会 御中

2022年 6月 8日  
一般社団法人Spring  
代表理事 佐藤 由紀子  
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル 8階  
E-mail : [lobbying@spring-voice.org](mailto:lobbying@spring-voice.org)

## 性犯罪に関わる刑事法改正に向けた要望書 (たたき台 第一の一について)

私たちは、性暴力被害者が生きやすい社会の実現を目指して、性被害の実態に即した刑法性犯罪改正に取り組んでいます。

法制審議会刑事法（性犯罪）部会の委員、幹事の皆様には、私たちの願いにこたえてくださり、性暴力被害当事者の実態に即した刑法改正を目指して、議論を積み重ねて下さっていますことに、心より感謝申し上げます。

私たちはこれまでの法制審議会における議論を受け、暴行脅迫要件の見直しならびに不同意性交等罪の創設に向けた項目に特化し、以下の通り要望いたします。

### 1. 刑法の改正にあたっては、「幼少期からの監護者等からの性虐待、性暴力の影響により、成人となっても他者からの性行為に対し同意をしていないにも関わらず明確に拒絶できない状態」に乗じて性行為を行う者も罰せられるようにしてください

抵抗することが不可能な幼少期から、監護者等による、暴力（身体的虐待、性被害など様々な種類の暴力を含む）を受けていた場合、その子どもは「NO」という概念を身に着けることが著しく困難となります。<sup>1</sup>その子にとって「NO」という感情に気づくこと、覚えること、形成すること、表出することは自分の身をさらなる暴力、危険にさらすことでしかないと、次第に感情自体を自分から解離させて、感情をないものにすることが生きる手段となります。た

---

<sup>1</sup> ロナルド・C. サミット「未成年性的虐待順応症候群」1983年

とえ成長の過程で「NO」という感覚を知ったとしても、性行為への「NO」の表出が困難な状態が継続します。<sup>2</sup>

さらに性暴力がやまない場合は、「YES」ということや「迎合」（それ以上の暴力を防ぐために積極的に性行為に参加するかのように見える状態）が暴力の危険から少しでも早く脱するための手段であることが脳の扁桃体に刷り込まれていきます。そのようにサバイバルしてきた方は、成人となっても、当該加害者はもちろん、当該加害者とは全く別の第三者が性的アプローチをしてきた場合も、扁桃体に刻まれたトラウマが警告を発して、暴力と危険が目の前に迫っているという心理状態となり、そこからできるだけ早く終わらせるために、積極的に「迎合」する場合があります。<sup>3</sup>

悪質な加害者は、そういったサバイバーの特徴（暴行脅迫を用いずとも性行為に持ち込むことが容易な状態）を狡猾に見抜き、近づき、性加害に及ぶと指摘されています。<sup>4</sup>

また、このような特徴は長期DVや親密なパートナー間での暴力支配（IPV）を受けた方にも現れます。

刑法第176条前段及び第177条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第178条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件の改正にあたっては、「包括的な要件」及び「例示列举事由」に、上記のような性暴力被害当事者の実態、状態につけこんで性行為を行う者をしっかり罰することができる文言を含んでいただきますよう、要望します。

## 2. 1の規定創設にあたっては、加害者の「故意」の認定の基準を明確にしてください

刑法で加害者を罰するには、「故意」の認定が必要不可欠となります。福岡高裁宮崎支部判決（平成26年12月1日）、静岡地裁浜松支部判決（平成31年3月19日）では、被害者の「不同意」と「抗拒不能」は認められましたが、加害者の「故意」が認められず無罪となりました。こういった判決が今後も続くのでは、加害者の認識次第で被害が生まれ続ける状況が今後も放置されるのではないかと強く懸念しています。

1に示した被害者の状態に乗じて性行為を行う者を罰するに必要な条件としては、

- ① 1に示した性被害後の被害者の実態について、行為者が経験的に知り得る立場であった場合（当該加害者等）
- ② 行為者は対象の相手が過去に深刻な性被害を受けていて抵抗が困難であると把握したうえで、抵抗できないことに乗じて性行為に及んだと認められる場合（悪質な第三者等）
- ③ 性被害後の被害者の実態が広く国民に周知され、「社会通念」「常識」となっているという状態である（全ての行為者）

<sup>2</sup> オルカ・R・トゥルヒーヨ著『私の中のわたしたち 解離性同一性障害を生きのびて』2017年 p137~141

<sup>3</sup> 田中嘉寿子『改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の「5F反応」』2018年 p67

<sup>4</sup> [第20回全国シェルターシンポジウム2017in東京報告集p17~18](#)

場合などが考えられます。

上記規定の創設にあたっては、「故意」の認定の基準を明確にさせていただくこと（①故意の認定が難しくなるような条文にしないこと、②検察や裁判官によって判断が分かれることのないように研修をしっかりと行うこと）を、要望します。

### **3. 包括的な要件の規定については、「被害者に明確に拒絶したのかどうかを問う」ものではなく、「加害者に明確に相手の同意をとったかを問う」ものにし、罪名は「強制性交」の文言は用いず、「不同意性交等罪」に変更してください**

第六回法制審議会で提出された検討のためのたたき台では、A-2案で「拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて」と規定されています。

この規定について私たちは、被害者の拒否・拒絶を前提とした解釈の余地が生じることを懸念しています。

この規定で意図するのは「拒絶する意思の形成」すらも困難である状況を含み、拒否・拒絶を前提としていない、ということだと理解しています。しかし、その理解が運用段階、警察や検察、裁判の段階でも徹底されていなければ意味がありません。性暴力の本質は「不同意」ながら侵害される点にあることから、明確な「拒絶」ではなく、明確な「同意」の概念を基準とした条項になることを求めます。

包括的な要件の規定については、「被害者に明確に拒絶したのかどうかを問う」ものではなく、現在あがっている例示列举事由（① 暴行・脅迫 ② 心身の障害 ③ 睡眠、アルコール・薬物の影響 ④ 不意打ち ⑤ 継続的な虐待 ⑥ 恐怖・驚愕・困惑 ⑦ 重大な不利益の憂慮 ⑧ 偽計・欺罔による誤信）が全て認められない状況でも、「行為者に明確に相手の同意をとったかを問う」ものにしていただくこと、また、罪名は「不同意性交等罪」に変更していただきますよう、要望します。

以上